

2020年3月16日
大学執行部会承認

外務省危機管理レベルに対応した本学の指針

外務省は4段階の危機管理レベルを設けており、渡航を予定しているもしくは海外へ滞在している本学学生・教職員に対して、レベル別に下記の対応を指針とする。

但し、いついかなる場合も学長の判断が優先される。

危機管理レベルとその内容	対応内容
レベル1：十分注意してください その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です	【渡航予定】 渡航予定者に対する注意喚起 【滞在中】 滞在者に対しての注意喚起
レベル2：不要不急の渡航は止めてください その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください	【渡航予定】 原則として渡航禁止 海外留学プログラムは中止を基本方針とする 【滞在中】 滞在者への安全対策の注意喚起。滞在する地域の情報収集と滞在者との帰国の必要性の確認
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告) その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります)	【渡航予定】 渡航禁止 【滞在中】 原則として滞在者は退避
レベル4：退避してください 渡航は止めてください。(退避勧告)	【渡航予定】 渡航禁止 【滞在中】 滞在者は至急退避